

平成 23 年 4 月 25 日
関東東北産業保安監督部東北支部

八谷鉱山に対する金属鉱業等鉱害対策特別措置法第 36 条第 2 項の規定に基づく報告の徴収について（報告書受理）

関東東北産業保安監督部東北支部は、八谷鉱山の鉱害防止事業を実施している財団法人資源環境センターから坑水による鉱害を防止するための措置の実施状況等について、金属鉱業等鉱害対策特別措置法第 36 条第 2 項の規定に基づく報告を受理しました。

1. 平成 23 年 4 月 1 日から同月 4 日にかけて、山形県米沢市に所在する八谷鉱山において、坑水が坑口前の中継枡から溢れ小樽川に流出しました。
河川に流出した坑水は、亜鉛、鉄及びマンガンの濃度が排水基準に適合していなかったことから、平成 23 年 4 月 8 日、関東東北産業保安監督部東北支部は、財団法人資源環境センターに対し、金属鉱業等鉱害対策特別措置法第 36 条第 2 項の規定に基づき事故の原因と再発防止対策等について報告を求めました。（当 HP に掲載済み）
2. 平成 23 年 4 月 22 日、財団法人資源環境センターから当支部に対して上記に関する報告書の提出があり、内容を審査した結果、適切であると認められたため受理しましたのでお知らせします。

（本発表資料のお問い合わせ先）

関東東北産業保安監督部東北支部鉱害防止課

担当者：佐藤雅文、佐藤勝俊

電 話：022-221-4968（直通）